令和6年

愛媛県犯罪の起きにくい 安全で安心なまちづくり 年間計画

運動重点

重点 1 犯罪の防止のための自主的な活動の促進

対策1 県民を特殊詐欺等の被害から守る対策

対策2 高齢者・子ども・女性・障がい者等を犯罪被害から守る対策

重点2 学校等における子どもの安全確保

対策1 防犯教育の充実

対策2 通学路等における子どもの安全確保

重点3 犯罪の防止に配慮した環境の整備

対策1 サイバー空間における犯罪の起きにくい環境の醸成

対策2 公共の場所等における犯罪の起きにくい環境の整備

<u> 重点4 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進</u>

対策1 見守りネットワークの整備

対策2 防犯インフラの整備

<u>重点5 犯罪の防止に配慮した自転車の利用の促進</u>

対策1 自転車の盗難被害防止対策の推進

愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例

平成25年愛媛県条例第25号

~抜粋~

(基本理念)

- 第2条 安全安心なまちづくりは、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」という意識の下に、犯罪の防止のための県民、事業者及び地域活動団体(自治会その他の地域における共同活動を行う団体をいう。以下同じ。)(以下「県民等」と総称する。)による自主的な活動を基本として行われなければならない。
- 2 安全安心なまちづくりは、県、市町及び県民等が、相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

重点1 犯罪の防止のための自主的な活動の促進

高齢者を中心に幅広い年齢層で被害に遭う特殊詐欺や悪質商法、子ども・女性が対象となりやすい声掛け事案やDV・ストーカー事案、児童・高齢者・障がい者に対する虐待事案等の未然防止を図るため、県民、事業者、関係機関・団体、県、市町、警察等(以下、「県民等」とする。)が連携し、官民を挙げた取組を推進する。

対策1 県民を特殊詐欺等の被害から守る対策

- (1) 広報啓発活動・防犯指導
 - ア あらゆる機会を活用した特殊詐欺等被害防止のための広報啓発活動
 - イ 高齢者宅の訪問活動による注意喚起・防犯指導
 - ウ 「愛媛のおせっかいになろうキャンペーン」を活用した身近な人への声掛け等 被害防止対策の推進
- (2) 関係機関と連携した対策の強化
 - ア 金融機関、コンビニ、宅配事業者等と連携した声掛け等による未然防止対策
 - イ 関係機関と連携した悪質商法に関する情報共有・諸対策

対策2 高齢者・子ども・女性・障がい者等を犯罪被害から守る対策

- (1) 犯罪被害を防止する情報発信・警戒活動
 - ア 不審者情報等の共有・発信
 - イ 重要凶悪事件等発生時における迅速的確な情報発信
 - ウ 青パト等による自主防犯パトロール活動
- (2) DV·ストーカー等事案や、児童·高齢者·障がい者虐待への適切な対応
 - ア 被害者等の安全確保と再被害防止の徹底
 - イ 事案発生時の迅速な通報と的確な対処
 - ウ 関係機関との連携及び情報共有の徹底

重点2 学校等における子どもの安全確保

将来を担う子どもの安全を確保することは、安全安心なまちづくりを推進する上で極めて重要であることから、官民が一体となった取組を推進する。

対策1 防犯教育の充実

- (1) 実践的な防犯教室、不審者対応訓練等の実施
- (2) 防犯対策に関する周知啓発活動
- (3) 情報モラル教育の推進

対策2 通学路等における子どもの安全確保

- (1) 通学路点検の徹底及び環境の整備・改善
- (2) 多様な担い手による見守り活動

重点3 犯罪の防止に配慮した環境の整備

サイバー空間や公共の場所等における犯罪など、県民の身近な場所で発生する犯罪の 未然防止を図るため、県民等が連携し、犯罪の起きにくい環境整備を推進する。

対策1 サイバー空間における犯罪の起きにくい環境の醸成

- (1) サイバーセキュリティ対策の強化
- (2) SNS 等インターネットの適正利用に関する広報啓発活動
- (3) 関係機関との情報共有・諸対策

対策2 公共の場所等における犯罪の起きにくい環境の整備

- (1) 犯罪の防止に配慮した公共の環境整備
 - ア 犯罪に強い施設、建物、各種インフラ等の整備
 - イ 繁華街・歓楽街等の安全・安心の確保
- (2) 防犯性の高い設備を備えた住宅の普及促進

重点4 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進

高齢者・子ども・女性・観光客等の安全を確保するためのセーフティネットを構築し、 県内全域を「まるごと安全で安心なエリア」とするため、県民等が連携し、事業者CS R活動(愛媛まるごとセーフティ 2024)を促進する。

対策1 見守りネットワークの整備

- (1) 防犯ボランティア団体の活動促進
- (2)「まもるくんの会社・車」及び「まもるくんの家」の普及促進
- (3) 「安ちゃん・心ちゃんの事業所」の普及促進

対策2 防犯インフラの整備

- (1) 防犯カメラやドライブレコーダー等の整備促進
- (2) 犯罪の防止に配慮した施設環境の維持管理の促進

重点5 犯罪の防止に配慮した自転車の利用の促進

自転車の盗難、ひったくり、車上ねらい等、県民にとって身近な交通手段である自転車利用時の犯罪被害を防止し、安全で安心な自転車利用を推進する。

対策1 自転車の盗難被害防止対策の推進

- (1) あらゆる機会を活用した自転車盗難被害防止のための広報啓発活動
- (2) 自転車に対する施錠機運の醸成